

○看護師識別章の着用について（通達）

平成 15 年 3 月 31 日

海幕総務第 1837 号

海上幕僚長から各地方総監・各学校長・自衛隊大湊、横須賀、舞鶴、江田島、佐世保病院長あて

標記について、下記のとおり定め、平成15年4月1日から実施する。

なお、看護婦識別章の着用に関する通達（海幕総第191号。29.12.11）は、廃止する。

記

1 看護師識別章の着用者及び着用場所

(1) 着用者

海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の医療職の看護師及び准看護師

(2) 着用場所

着用者の勤務する病院

2 看護師識別章の製式及び着用区分等

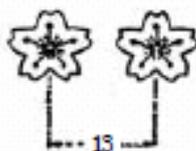
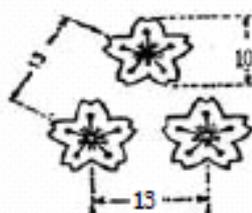
製式は、金属製台地に金色メッキした桜花の表面に赤色の七宝を施したものとし、形状、寸法及び着用区分は次のとおりとする。単位は、ミリメートルとする(以下同じ。)

看護課長

病棟師長等

一般看護師

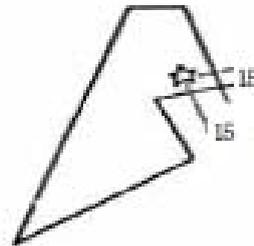
(看護師及び准看護師)



3 着用要領

(1) 外 衣

左えりに着用する。



(2) 看護衣

左胸部ポケット上部の中央に位置するように着用する。

